

該当する人は
忘れずに手続きを



児童手当などの手続きのお知らせ

問い合わせ 子ども課子育て支援係 ☎77257

①児童手当現況届

現況届は、児童手当を受給する要件について確認するためのもので、提出しないと引き続き受給要件を満たしていても6月分以降の児童手当を受けられません。受給者には、現況届用紙を郵送しますので、所定の事項を記入して、6月30日(火)までに必ず提出してください。

添付書類など

- 受給者の健康保険被保険者証の写し(国民健康保険の人は不要。児童の保険証は不可)
 - 今年1月1日現在で受給者の住所が本市になかった場合、平成27年度児童手当所得証明書
 - 養育する児童の住所が本市以外にある場合、児童の属する世帯全員の省略のない住民票
- ※その他必要に応じて提出していただく書類があります
児童手当とは

児童手当は、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人に支給されます。原則、支給は申請の翌月からとなりますので、出生や転入があった場合には、速やかに申請してください。

②多子家庭子育て応援事業

子ども3人以上を養育している家庭に、ぬまたプレミアム付商品券5,000円分を交付します。

対象 5月31日現在で市内に住所があり、平成9年4月2日以降に生まれた子ども(本年度中に18歳になる子どもまで)を3人以上養育している家庭

※11月30日(月)までに出生届により該当した家庭も含む
受付期間 6月15日(月)～11月30日(月)

※父母など、子どもを養育している人が申請してください
※児童手当などを受給している家庭は手当受給者(単身赴任などで手当受給者が市外在住のときは市内で子どもと同居している保護者)の申請となります

※児童手当現況届などで子どもの数を確認し商品券を交付します。商品券受領者を確認するため、申請書を提出する人は、印鑑と運転免許証など本人確認ができるものを持参してください

※申請書は児童手当現況届通知に同封するほか、受付窓口でも受け取ることができます

その他 市外に住所のある子どもを養育している場合などは、あらかじめご相談ください



ぬまたブランド農産物を募集します

沼田市産農産物の消費拡大とイメージ向上、ブランドの確立を図ることを目的として、安心・安全で美味しいえりすぐりの農産物をぬまたブランド農産物として認証します。

認証された農産物は市ブランド認定品として、類似品や他産地との差別化が図れるなど、さまざまなメリットが受けられます。

自慢の農産物を、ぜひ、ご応募ください。

一次募集期間

申し込み 8月31日(月)までに、農林課備え付けの申請書に必要な事項を記入し、ぬまたブランド農産物認証委員会事務局(農林課6次産業化推進室)へ

※申請書は市ホームページからもダウンロード可

問い合わせ 農林課6次産業化推進室 ☎内線3232・3233へ

市の融資制度をご利用ください

問い合わせ 産業振興課産業振興係 ☎内線3253

資金名	融資対象	資金使途	限度額	期間	利率	申し込み		
中小企業者向け融資	小口資金	市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者と中小企業団体で市税を完納している者。ただし、個人事業者については、市内に1年以上居住している者	運転資金 設備資金	1,250万円	運転6年以内 設備8年以内 (うち据え置き6カ月以内)	2.2%	取り扱い 金融機関	
	特別小口資金	従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小企業者。ただし、過去1年間に市民税所得割が課税され完納している者で、他の保証付融資を利用していない者						
	中小企業設備近代化資金	市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者と中小企業団体で市税を完納している者	設備資金	1,500万円	8年以内 (うち据え置き1年以内)	2.2%	取り扱い 金融機関	
	中小企業経営振興資金	市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者と中小企業団体で市税を完納している者	運転資金(経営安定化目的)	中小企業者 1,500万円 中小企業団体 2,000万円	6年以内 (うち据え置き1年以内)	2.2%	取り扱い 金融機関	
勤労者向け融資	勤労者生活資金	市内に1年以上居住、または市内の同一事業所に1年以上勤務する勤労者で、前年の源泉徴収票と所得証明書などが提出でき、資金の償還が確実と認められる人	医療費、冠婚葬祭費、教育費、災害復旧費、耐久消費財購入費	150万円	5年以内	2.1%	中央労働金庫沼田支店	
	勤労者住宅建設資金	市内に1年以上居住、または市内の同一事業所に1年以上勤務する勤労者で、市内に自分の居住する住宅の敷地を取得、または住宅を建築(購入)しようとする人	住宅資金(新築・増改築資金、住宅・土地購入資金)	600万円	20年以内	2.4%	取り扱い 金融機関	
	勤労者住宅建設資金利子補給制度	市内に住宅を新築(新築住宅で居住の用に供したことの無いものの購入を含む)した勤労者	床面積の総数が150平方メートル以下の専用住宅であって生活の本拠となるもの				融資機関から借り入れた資金のうち300万円までに係る部分の利子算出元本に対して、融資機関の約定利率から利子補給金交付申請時の住宅金融支援機構基準金利を減じて算出した補給率(2.0%以内)で算出した額	3年以内

③平成27年度子育て世帯臨時特例給付金

消費税の引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時的な給付措置として支給します。

支給対象者 5月31日現在で市内に住所があり、今年6月分の児童手当受給者

※特例給付受給者(児童手当の所得制限限度額以上で児童一人当たり5,000円が支給される人)は対象になりません

※児童手当の認定請求を行わず、今年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない人やDV被害者は、申請できる場合がありますので子ども課子育て支援係へご相談ください

対象児童 支給対象者の今年6月分の児童手当の対象となる児童

支給額 対象児童1人につき3,000円

受付期限 12月1日(火)(児童手当現況届の受付期間である6月中の提出にご協力ください)

提出書類 申請書(児童手当現況届に申請欄を設けてあります。申請欄に記入押印をして提出してください)

※児童手当現況届の提出が不要の人(5月中に出生・転入などで児童手当認定請求をされた人など)には申請書を郵送します。申請書が郵送されない場合は、子ども課子育て支援係までお問い合わせください

※公務員の人は職場で申請書が配布されます。児童手当の受給証明を受けた後、提出してください

上記①～③は集中受付期間を設けて対応します

集中受付期間	受付窓口
6月15日(月)から26日(金)までの午前8時30分～午後5時15分(20日(土)は除きます) ※21日(日)は、子ども課(東原庁舎2階会議室)のみ受け付けます	子ども課子育て支援係(東原庁舎2階会議室)、白沢・利根支所生活係のみ受け付けます

※集中受付期間以外の受付窓口は、子ども課子育て支援係(東原庁舎1階)、白沢・利根支所生活係です(土・日曜日、祝日を除く)



「ねんきんネット」のサービスを開始しています

年金の窓口から
お知らせ

自宅にパソコンが無い、またはあってもインターネットを利用できない人などは、窓口で申請手続きをすると自分の年金記録を「ねんきんネット」で確認できます。

申請時には、基礎年金番号が分かる「年金手帳」や「ねんきん定期便」などの書類が必要です。また、本人確認として運転免許証やパスポートなど顔写真付きの証明書の提示をお願いします。無い場合には、健康保険証や預金通帳など2種類以上の証明書で確認しますので、忘れず持参してください。

※本人申請を原則としますので、本人以外が申請する場合、本人の署名捺印入りの委任状を用意してください

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3137へ